

## はしがき

市橋克哉先生は、1983年4月に名古屋大学法学部の助手に就任し2020年3月に定年退職されるまで、長きにわたり、名古屋大学法学部・大学院法学研究科に奉職された。本書は、先輩である先生とともに今は亡き室井力教授のもとで研究者をめざして研鑽を積んだ者、先生のもとで研究指導を受けた者、そして、先生と同僚として名古屋大学法学研究科を支えてきた者たちが相集って執筆したものである。ご退職から1年を経過したところであるが、遅まきながら、本書の刊行をもって先生に謝意を表すこととしたい。

先生は、研究者としての途をあゆみ出したときから、ソビエト連邦の行政法を研究対象とされ、西欧諸国や北米大陸諸国を比較法の対象とする傾向にあった当時の日本の行政法研究者のなかでユニークな存在であった。この法域の行政法を選ばれたのは、先生の選好に負うところもあるが、当時の名古屋大学の公法研究者に共有されていた、経済的社会構成体と法の相互関係に着眼して法現象を分析するという方法論に立ち、資本主義国家の次の段階として措定され、階級国家の所産としての法が死滅の途を辿るはずの社会主義国家においてもなお行政法が存在する物質的客観的基礎を析出することを通じて、資本主義国家における行政法の進化の課題をも明らかにするといった問題意識に根差したものであった。

ソビエト連邦が1991年に瓦解し、その支配または影響のもとにあった諸国家は経済体制としては計画経済から市場経済に移行した。先生は、市場経済移行諸国における法整備支援に取り組む名古屋大学法学研究科の一員として、社会主義法の研究で培われた知見を活かし、とくにウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、中国の行政法の整備の支援に精力的に携わられた。先生は、行政法整備の支援活動を通じて、法発展の多様性、法治主義の複線的発展の可能性に注目されるようになった。最近のご著作「非西欧諸国における法治主義—アジア市場経済移行諸国における法治主義」(公法研究80号 [2018年])、「市場経済移行諸国の法治主義と官僚制コントロール」(晴山一穂ほか編『官僚制改革の行政法理

論』〔2020年〕所収）は、かかる問題意識を展開されたものであり、そこでは、西欧に代表される普遍化的法治主義の発展過程と異なりつつ、それと相並ぶ、アジア的生産様式の制約のもとで形成された、市場経済移行諸国のアルカイックな法治主義の中に独自の行政法の発展を見出されている。

それにしても、20世紀末葉から進行している経済のグローバル化とそれに親和的な新自由主義改革は、公的な規制の緩和と公的サービスのアウトソーシングを拡大し、それに照応して「法」の多層化と「法」の形成主体の多極化を招来している。市場経済移行諸国を含む多層で多極のグローバルな「法」空間において妥当すべき「法の支配」「法治主義」の新たな地平を探し求めなければならない。

もっとも、新自由主義改革により分裂しつつある社会を背景にして、強権的統治の確立をめざす大統領・首相を首長とする行政権への権力の集中といった現象が世界的にも顕著となりつつある。西欧・日本でも過去に解決をみたはずの課題が、亡霊のごとく「法の支配」「法治主義」に対する挑戦を試みている。

このように現代世界において進行しつつある行政の転形（トランスフォーメーション）に対処するために、「法の支配」「法治主義」の共時的課題を通時的に省察することが求められている。本書が『転形期における行政と法の支配の省察』と銘打つゆえんである。このような本書の主題に鑑みて、市橋先生にもご寄稿いただいた。

本書の刊行にあたっては、法律文化社・田麿純子氏から格別のご高配をいただいた。出版事情が厳しい中、本書の出版につきご快諾いただくとともに、刊行に至るまでの様々な局面においてお骨折りいただいた。また、編集部徳田真紀氏にもひとかたならぬご苦勞をおかけした。執筆者を代表して心からお礼を申し上げる。

2021年4月

編者一同